

■ 適合証明検査手数料
(新築住宅)

株式会社 ジェイネット

(消費税(8%)込)(単位 円)

		設計検査料	現場検査料 (中間・竣工一括)	合計
戸建住宅 (新築)	確認申請と併用した場合	3,240	12,960	16,200
	優良住宅取得支援制度の適合申請の場合	5,400	12,960	18,360
	住宅性能評価申請と併用した場合	3,240	12,960	16,200
	確認申請及び住宅性能評価申請と併用して同時申請した場合	2,160 (優良の場合4,320)	8,640	10,800 (優良の場合12,960)
	適合証明検査のみの場合 (他の機関にて確認済の物件)	12,960	25,920	38,880
	適合証明検査のみで優良住宅取得支援制度を利用される場合 (他の機関にて確認済の物件)	15,120	25,920	41,040

(消費税(8%)込)(単位 円)

		設計検査料	現場検査料 (竣工)	合計
共同住宅等 (新築)	確認申請と併用した場合 (マンション一括申請)	10戸まで 16,200	$n \times 2,160$ 108,000円を上限とする	$16,200 + n \times 2,160$ 124,200円を上限とする
		10戸超 32,400		$32,400 + n \times 2,160$ 140,400円を上限とする
	確認申請と併用した物件で 優良住宅取得支援制度の適合申請の場合 (マンション一括申請)	10戸まで 18,360	$n \times 2,160$ 108,000円を上限とする	$18,360 + n \times 2,160$ 126,360円を上限とする
		10戸超 36,720		$36,720 + n \times 2,160$ 144,720円を上限とする
	住宅性能評価申請と併用した場合 (マンション一括申請)	10戸まで 16,200	$n \times 2,160$ 108,000円を上限とする	$16,200 + n \times 2,160$ 124,200円を上限とする
		10戸超 32,400		$32,400 + n \times 2,160$ 140,400円を上限とする
	確認申請及び住宅性能評価申請と 併用した場合 (マンション一括申請)	10戸まで 10,800	$n \times 1,080$ 54,000円を上限とする	$10,800 + n \times 1,080$ 64,800円を上限とする
		10戸超 21,600		$21,600 + n \times 1,080$ 75,600円を上限とする
	適合証明検査のみの場合 (他の機関にて確認済の物件) (マンション一括申請)	10戸まで 21,600	$n \times 3,240$ 162,000円を上限とする	$21,600 + n \times 3,240$ 183,600円を上限とする
		10戸超 43,200		$43,200 + n \times 3,240$ 205,200円を上限とする
	適合証明検査のみで優良住宅取得支援制度を利用される場合 (他の機関にて確認済の物件) (マンション一括申請)	10戸まで 23,760	$n \times 3,240$ 162,000円を上限とする	$23,760 + n \times 3,240$ 185,760円を上限とする
		10戸超 47,520		$47,520 + n \times 3,240$ 209,520円を上限とする

n : 戸数(適合証明を行う戸数) (平成26年4月1日改定)

※設計審査合格マンション物件で適合証明竣工現場検査申請のみを行う場合の手数料は12,960円 / 戸(税込)とする。

※マンション一括申請以外の場合は設計検査料は上記の表による、現場検査料は12,960円 / 戸(税込)とする。

※家島諸島(姫路市)及び淡路島(淡路市、洲本市、南あわじ市)の現場検査については、遠隔地費用として15,000円(税込)を検査毎に別途申し受けます。

但し建築基準法等との同時検査の場合は、遠隔地費用を重複して加算しないものとする。

■適合証明検査手数料
(中古住宅)

株式会社 **ジェイネット**
(消費税(8%)込)(単位 円)

		建築確認日がS56年6月1日以降	建築確認日がS56年5月31日以前
戸建住宅等 (中古)	フラット35(証券化支援事業)	47,520	79,920
	フラット35(証券化支援事業) 優良住宅取得支援制度適用	52,920	85,320
	リ・ユース住宅	47,520	79,920
	リ・ユースプラス住宅	56,160	88,560
	リ・ユースプラス住宅(基準金利適用) リ・ユースプラス住宅(償還期間の延長)	69,120	101,520

※ 建築確認日が昭和56年5月31日以前の建築物の場合は、耐震評価が必要になり32,400円を加算した金額になっています。

(消費税(8%)込)(単位 円)

		建築確認日がS56年6月1日以降	建築確認日がS56年5月31日以前
共同住宅等 (中古)	フラット35(証券化支援事業)	45,360	77,760
	フラット35(証券化支援事業) 優良住宅取得支援制度適用	50,760	83,160
	リ・ユースマンション	45,360	77,760
	リ・ユースプラスマンション	64,800	97,200
	リ・ユースプラスマンション(基準金利適用)	75,600	108,000

※ 建築確認日が昭和56年5月31日以前の建築物の場合は、耐震評価が必要になり32,400円を加算した金額になっています。

※手数料の徴収方法 各申請区分ともに申請書の提出時に手数料+消費税を申受けます。(振込みも可能です)

※注意事項 調査項目の中で技術基準に「不適合」項目があった場合は、それ以降の調査を中止します。尚、調査費として32,400円を徴収し、申請手数料の残金をお返しいたします。

※家島諸島(姫路市)及び淡路島(淡路市、洲本市、南あわじ市)の現場検査については、遠隔地費用として15,000円(税込)を検査毎に別途申し受けます。

(平成26年4月1日改定)